

## 奈留観光案内業務（奈留島港）仕様書

### 1 委託業務名

奈留観光案内業務（奈留島港）

### 2 目的

奈留島の玄関口となる奈留島港ターミナルビル内において、観光客への観光案内及び情報提供を行う。

### 3 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### 4 業務場所 奈留島港ターミナルビル内（奈留インフォメーションセンター）

所在地：五島市奈留町泊198番地11

### 5 業務概要

#### （1）業務内容

- (ア) 五島市内の観光案内及び観光情報の提供
- (イ) 窓口業務における問い合わせ及び苦情対応
- (ウ) 五島市観光に関するニーズの把握
- (エ) 観光パンフレット等の設置及び管理
- (オ) 江上天主堂に係る拝観案内等（長崎のインフォメーションセンターへの照会）
- (カ) 市が指定する軽作業

#### （2）窓口開所日時

- (ア) 窓口案内人最低1名を配置

##### (イ) 開所時間等

- ① 通常期（4月～6月・10月～3月）の勤務時間は8時30分から15時30分までとする。ただし、繁忙期（7月～9月）の勤務時間は7時30分～15時30分までとする。
- ② 案内所定休日はなしとする。  
ただし、ターミナル閉館時はその限りでない。

#### （3）貸出備品

- (ア) 受注者が使用できる備品及び管理を委託する備品は別紙1に掲げるところとおりとし、受注者はこれを無償で使用できる。
- (イ) 別紙1に掲げる備品以外で、業務の運営に必要な備品は、受注者が準備すること。

## 6 業務報告

受託者は毎月の業務状況について、業務状況報告書により報告し、契約完了後は業務完了報告書を提出する。

## 7 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

### (2) 個人情報の取扱い

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、五島市個人情報保護条例（平成18年3月23日条例第3号）、五島市個人情報保護条例施行規則（平成18年7月11日規則第30号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護に努めること。

### (3) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

### (4) 発生経費

事業遂行にあたり画像の撮影費（撮影に係る商品のサンプル代等含む）や、調査などの業務、また受託者の交通費等に係る経費など、業務を遂行するにあたり発生する一切の経費は受託者の負担とする。

## 8 委託料の支払い方法

発注者は毎月業務終了後、受注者からの適法な請求書の提出を受け、委託料を分割（1回）で支払うこととする。

## 9 協議

この仕様書にない事項又はこの仕様書について生じた疑義については、双方協議して定めるものとする。

## 10 担当部課

五島市奈留支所 地域振興班

TEL 0959（64）3203（直通）

FAX 0959（64）4181

E-mail [naru@city.goto.lg.jp](mailto:naru@city.goto.lg.jp)

貸出備品等

備品等名	数量	備考
机	2 台	
イス	2 脚	
電話	1 台	
キャビネット	2 台	
ゴミ箱	1 台	